

商店街・小売市場再編促進事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日 市長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、商業活性化や人口増に資する建替えや再開発を実施する際に、廃業を検討している店舗の営業継続を後押しし、まちの賑わいを確保するため、店舗移転者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。この要綱による補助金の交付に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業の対象となる者（以下、「補助対象者」）は、次の各号の全てを満たす店舗移転者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する風俗営業は除く。

- (1) 集合住宅の建設等、住宅の整備を伴う面的な建替えや再開発による移転であること
- (2) 移転先の店舗の所在地が、移転前の店舗の所在地の近隣区域として市長が認めるもの
- (3) 補助対象者が、移転前の店舗の所在地において、商店街・小売市場の会員であること
- (4) 補助対象者が、移転先の地区の商店街・小売市場の会員となること

(対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、店舗移転に伴う引越費用（消費税及び地方消費税に相当する額は除く）とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の 3 分の 1 以内であって、200 千円を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(認定申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、移転の原因となった建替えや再開発に伴う移転の日の 2 週間前までに、次の書類により、市長に対し補助金交付対象事業としての認定を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を審査し、適正であるときは認定決定を行い、不適正であるときは不認定決定を行うものとする。

- (1) 補助金認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 移転に係る収支予算書（様式第 2 号）
- (3) その他参考となる資料

(補助事業の認定の決定)

第 6 条 市長は、前条第 2 項の認定決定を行うときは、認定通知書（様式 3）により、不認定決

定を行うときは、不認定通知書（様式4）により、認定を申請した者に通知するものとする。
この場合において、補助金交付対象事業の認定につき、必要な条件を付することができる。

（交付申請）

第7条 認定を受けた申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請することができる。申請するときは、次に掲げる書類を、補助事業完了後2か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第5号）
- (2) 移転に係る収支決算書（様式第6号）
- (3) 明細の分かる請求書
- (4) 支払いの根拠となる資料（領収書（写）等）
- (5) 移転前、移転後の状況のわかる写真・地図
- (6) 商店街・小売市場の推薦書
- (7) その他参考となる資料

（補助金交付申請の制限）

第8条 同一の店舗の移転への補助は1回を限度とする。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条に定める申請に基づきその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し交付決定通知書（様式7）により、不認定決定を行うときは、不交付通知書（様式8）により、交付を申請した者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付決定につき、必要な条件を付することができる。

（事業の変更・中止）

第10条 申請者は、規則第7条第1項第1号及び同第2号に掲げる承認を受けようとするときは変更等承認申請書（様式9）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を変更等承認通知書（様式10）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める交付決定の通知を受けたあと速やかに補助金請求書（様式11）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式12）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、その補助金の交付対象となった経費の支払いを証する書類を 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 店舗移転支援認定要領（平成 31 年 2 月 8 日経済観光局長決定）で認定を受けたものは、第 6 条の認定を受けたものとみなす。